

高校生向けデジタル教材企画検討部会の設置について

令和 5 年 5 月 3 0 日

最終改正 令和 6 年 8 月 1 9 日

1 趣旨

法教育推進協議会に「高校生向けデジタル教材企画検討部会」（以下「部会」という。）を設置する。

2 目的

法教育推進協議会では、平成 1 7 年以降、学習指導要領の内容を考慮の上で各種冊子教材や視聴覚教材を作成してきたところ、高等学校用の冊子教材について、これに対応する視聴覚教材が作成されていない状況にある。

学校現場における I C T の利用が進行する中、学校現場の要望をより反映させた形式で、学習効果の高い教材を提供する必要があることから、授業に取り入れやすいデジタル形式の教材を作成するとともに、その周知方法等について検討する。

3 構成員

部会の構成員は別紙のとおりとする。

4 任期

法教育推進協議会開催要領項番 5 の規定に関わらず、令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。

5 運営

(1) 部会の庶務は、法務省大臣官房司法法制部が行う。

(2) 部会が作成した教材の著作権（著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 1 条から第 2 8 条までに規定する権利をいう。）は、国に帰属させる。

座 長

野 澤 正 充 立教大学法学部教授

委 員

浅 川 貴 広 東京都立蒲田高等学校主幹教諭

石 塚 幸 子 茨城県教育庁学校教育部高校教育課指導主事

猪 瀬 宝 裕 茨城大学特任教授

太 田 健 介 法務省民事局付

久 世 哲 也 東京都立向丘高等学校主任教諭

久保田 寛 也 最高裁判所事務総局民事局付

中 野 宏 典 弁護士、日本弁護士連合会市民のための法教育委員会委員

野 畑 毅 京都府山城教育局（学校教育担当）指導主事

山 際 菜 穂 子 司法書士、日本司法書士会連合法教育推進委員会委員

山 本 悟 文部科学省初等中等教育局教育課程課課長補佐